

資料 4

市市市生第3910号
令和4年3月23日

各自主防犯活動団体様

市民生活安全課長

市民の日に係る自主防犯活動の推進について（依頼）

日頃より、防犯対策事業にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

さて、本市では、市民が、郷土である本市の歴史や文化に親しみ、市民としての一体感とまちづくりに自ら参画する意識を高め、魅力ある本市を将来にわたって創っていくことを期する日として、5月1日をさいたま市民の日として制定いたしました。

つきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという考え方のもと、定期的に活動していただいております自主防犯活動を推進するため、令和4年5月1日の前後1か月を「自主防犯活動推進月間」といたしました。

「自主防犯活動推進月間」では、何か特別な取組みを実施するのではなく、週1回や月1回など、地域の実情に応じた活動が、今後も続けられるよう、無理をしない範囲で平常どおりの頻度で防犯活動に取組んでもらう期間を設定しました。

日頃から取組まれている防犯パトロール等の自主防犯活動は、長年の取組みによる効果が期待できることから、継続的な実施について、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

記

1 期間

令和4年4月1日（金）～令和4年5月31日（火）

2 その他

新型コロナウイルス感染症拡大を防止のため、無理はせず、可能な範囲でのご協力をお願いいたします。

市民局市民生活部市民生活安全課

交通防犯係 南、加藤

直 通 048-829-1219

F a x 048-829-1969

M a i l shimin-seikatsu-anzen@city.saitama.lg.jp